

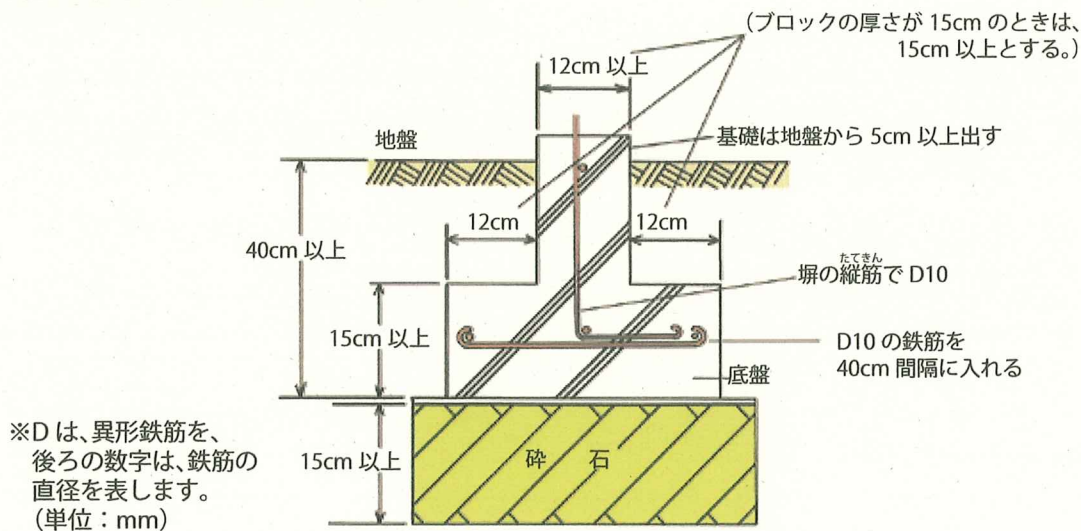
# 新しいブロック塀の造り方

ブロック塀については、建築基準法にも定めがありますが、東海地震に対して安全なものとなるよう、以下の方法で設計・施工してください。

## 1 基礎

- ① 基礎は、鉄筋コンクリート造とする。
- ② 基礎の幅、根入れ、底盤及び鉄筋は、地盤の高低差に応じ次の図のようにする。
- ③ 基礎は、地盤から 5cm 以上出す。
- ④ 基礎の下はよくつき固め、その上を碎石で敷き固める。その厚さは、15cm 以上とする。
- ⑤ 基礎を造った後は、周りをよく突き固める。

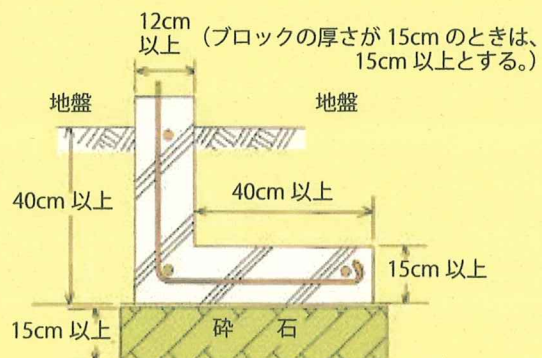
### 地盤の高低差がない場合の基礎



### 注

#### 基礎の両側に底盤を設けられない場合の基礎

敷地の関係で、基礎の両側に底盤を設けることができないときは、根入れは 40cm 以上とし、片側に長さ 40cm 以上の底盤を設ける。



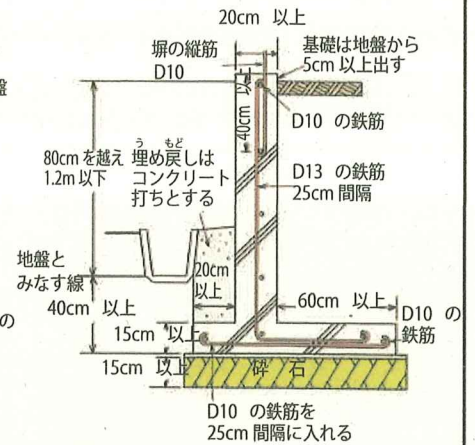
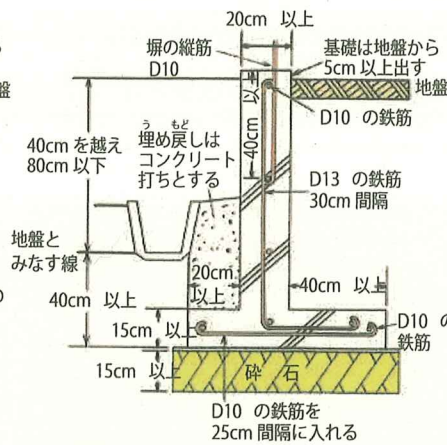
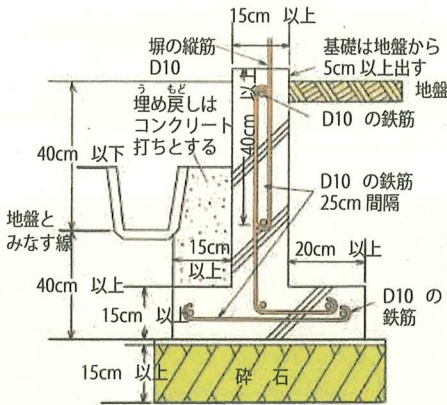
# 注

地盤に高低差がある場合は、原則として計算により安全を確かめてください。(下図は参考です。)

地盤の高低差が 40cm 以下の場合の基礎

地盤の高低差が 40cm を越え 80cm 以下の場合の基礎

地盤の高低差が 80cm を越え 1.2m 以下の場合の基礎



# 注

基礎の両側に底盤を設けることができないときは、根入れを 40cm 以上とし、片側に長さ 40cm 以上の底盤を設ける。

# 注

基礎の両側に底盤を設けることができないときは、片側に長さ 60cm 以上の底盤を設ける。

# 注

基礎の両側に底盤を設けることができないときは、片側に長さ 80cm 以上の底盤を設ける。

※実施工にあたっては隣地との境界にご注意ください。

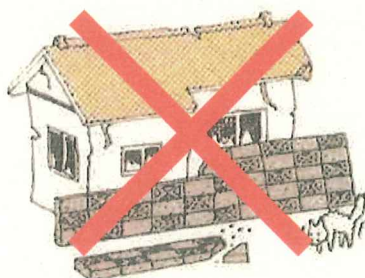
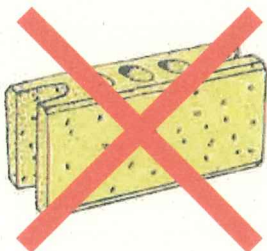
## 2 ブロック塀の品質

ブロック塀に使用するコンクリートブロックは、JIS 規格に適合したものを使用し、厚さは 12cm 以上とする。(ただし、塀の高さが、1.7m を超える場合は、厚さ 15cm 以上とする。)

●面とりブロックは使わない。

●すかしブロックは使わない。

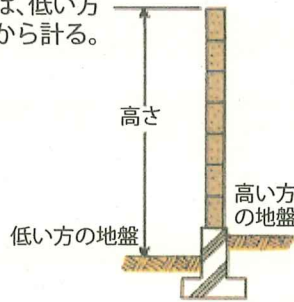
●ブロックと鉄の柵などを交互に組み合わせた塀を作る場合は、建築士に相談し施工方法に注意する。



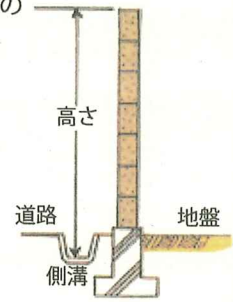
### 3 塀の高さ

- ①塀の高さは、ブロック塀の厚さが 12cm のものは 1.7m 以下とし、ブロックの厚さ 15cm のものは 2m 以下とする。
- ②沼地を埋め立てた場所、ごみや泥土で埋め立てた場所など地盤が著しく軟弱な場所では、塀の高さは 60cm 以下とする。

地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。

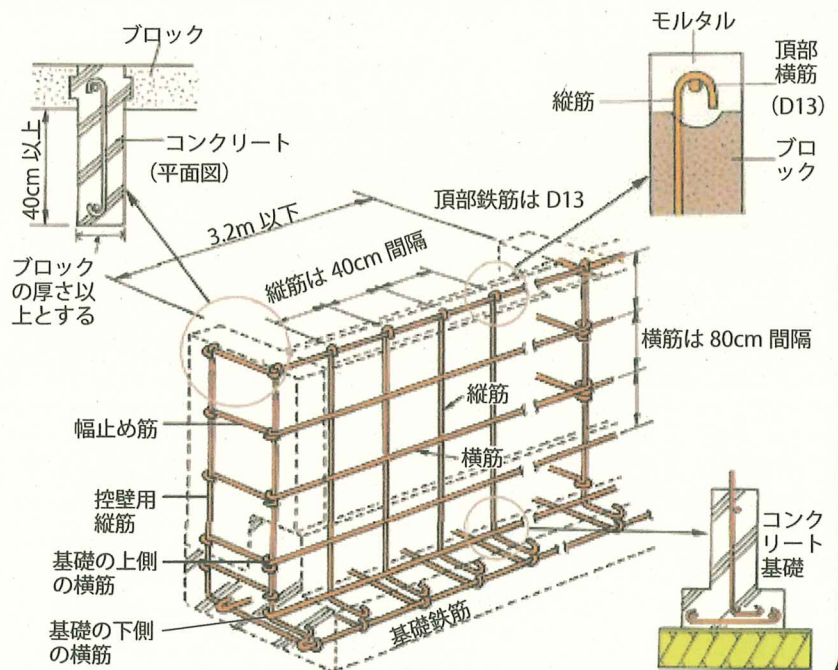


側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



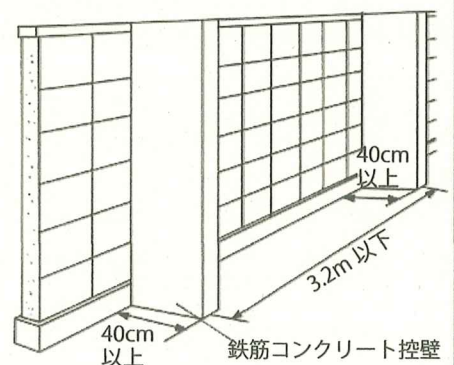
### 4 塀の鉄筋

- ①ブロック塀には、D10 以上の鉄筋を縦は 40cm の間隔で、横は 80cm の間隔で配置する。
- ②横筋の末端は、かぎ状に折り曲げて縦筋にかぎがけする。
- ③縦筋の下端はかぎ状に折り曲げ、基礎の底盤の横筋にかぎがけするか、縦筋の径の 40 倍以上基礎に定着させる。
- ④縦筋の上端は、かぎ状に折り曲げて壁頂の横筋にかぎがけし、モルタルで覆う。



### 5 控壁

- ①ブロック塀の長さ 3.2m 以下ごとに、塀と同じ高さで塀の面から 40cm 以上突き出た鉄筋コンクリートの控壁を設ける。
- ②ブロック塀の端部にも、塀と同じ高さで塀の面から 40cm 以上突き出た鉄筋コンクリート造の控壁を設ける。
- ③控壁の中には、D10 以上の鉄筋を「4 塀の鉄筋」のように配置する。
- ④控壁の基礎は、根入れ、底盤及び鉄筋の配置を塀の基礎と等しくする。



※型枠コンクリートブロックを使用した工法もあります。